



第 34 期 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2022年6月29日（水曜日）午前10時
受付開始：午前9時

開催場所

京都市東山区栗田口華頂町1(三条けあげ)
ウェスティン都ホテル京都東館4階 葵殿
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

議 案

- 第 1 号議案 剰余金の処分の件
- 第 2 号議案 定款一部変更の件
- 第 3 号議案 取締役6名選任の件

目 次

第34期定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	3
計算書類	18
監査報告	20
株主総会参考書類	24

証券コード 2993
2022年6月13日

株 主 各 位

京都市伏見区深草西浦町3丁目70番地
株 式 会 社 長 栄
代表取締役社長 長 田 修
社長執行役員

第34期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第34期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会当日のご来場につきましては慎重にご判断いただき、書面（郵送）による事前の議決権行使をご推奨申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 京都市東山区栗田口華頂町1（三条けあげ）
ウェスティン都ホテル京都東館4階 葵殿
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項 第34期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び計算書類
の内容報告の件
決 議 事 項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役6名選任の件

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kk-choei.co.jp/ir/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載していません。なお、本招集ご通知の提供書面及び上記ウェブサイト掲載書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成する際に監査をした書類です。

◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kk-choei.co.jp/ir/>) に掲載させていただきます。

本総会における新型コロナウイルス感染拡大防止への対応

株主の皆様の安全を第一に考え、本総会における新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた当社の対応を次のとおりご案内いたします。ご理解とご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。

1. 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本総会につきましては、書面（郵送）により事前の議決権行使をいただき、当日のご来場については慎重にご判断くださいますようお願い申し上げます。
2. ご来場の株主様は、マスクのご着用、アルコール消毒にご協力をお願い申し上げます。
3. ご来場の株主様は、非接触方式の検温へのご協力をお願い申し上げます。発熱や咳がある、又は体調不良と見受けられる際はご入場をお断りする場合がございます。
4. ご来場の株主様は、マスクのご着用及び検温へご協力がいただけない場合、ご入場をお断りする場合がございます。
5. 当社役員や株主総会運営スタッフは、マスクを着用し対応させていただきます。
6. ご来場の株主様へのお土産の配布はいたしません。
7. 今後の状況により、本招集ご通知に記載の株主総会の開催日時や開催場所の変更等を決定した場合等、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kk-choei.co.jp/ir/>) にてお知らせいたします。

(提供書面)

事業報告

(2021年4月 1 日から
2022年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種が進み新型コロナウイルス感染症の拡大が抑制されたことにより、持ち直しの動きがみられました。しかしながら、新たな変異株の出現により新型コロナウイルス感染症の終息時期についてはいまだ見通せず、不透明な状況が継続するものと予測しております。

当社の経営環境については、管理業務においてオーナー様の物件売却等により管理解約となるケースが一定件数発生しております。また、留学生が日本に入国できないことにより、学生マンションを中心とする一部エリアの入居率が低迷しております。さらに、ホテルについても、インバウンド需要が見込めない状況が継続しております。他方、前年度に落ち込んだ外壁工事等の大規模リフォーム工事については、先行きの不透明感が緩和されたことにより需要が大幅に回復しております。また、不動産仲介取引についても、商談機会が回復するなど営業活動が正常化しております。

当社は、このような環境の中、後述するように不動産管理事業、不動産賃貸事業ともに堅調に業績を伸ばすことができました。その結果、当事業年度の経営成績は、売上高8,475,491千円（前年同期比5.5%増）、営業利益2,015,408千円（同11.2%増）、経常利益1,621,693千円（同13.0%増）となりました。

また、当社は、自社運営ホテルの閉鎖による減損損失等を計上した一方、ホテル用途で賃貸していた物件1棟及び2棟のマンションの土地（底地）を売却したことにより固定資産売却益を計上いたしました。その結果、当期純利益は1,562,890千円（前年同期比59.1%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

イ. 不動産管理事業

当社の不動産管理事業は、マンションオーナー様の安定した賃貸経営に資するべく、入居者管理はもとよりビルメンテナンス並びにリフォーム工事・賃貸仲介（リーシング）などの賃貸経営に必要なサービスを提供しております。その中でも入居者様に長期に渡って住み続けて頂くことがマンションオーナー様の収益の最大化に繋がるとの観点から、入居者満足度を上げるための様々な施策を行っております。

不動産管理事業においては、当事業年度の管理収入はほぼ前年並みにとどまったものの、周辺業務が大幅に伸長しました。具体的には、外壁改修工事等の大規模リフォーム工事について、需要拡大に伴い受注を増加させることができました。また、商談機会の回復により不動産売買仲介取引が増加しました。これらの結果、売上高は3,441,052千円（前年同期比9.0%増）、営業利益は559,078千円（同7.7%増）となりました。

ロ. 不動産賃貸事業

当社の不動産賃貸事業は、資産効率が高い優良な物件を購入し、不動産管理事業で得たノウハウを活かして物件の資産価値を高めるように取り組んでおります。物件の購入にあたっては、立地その他の条件を勘案した上で概ね高い入居率が維持できると判断した物件を取得し、地域に密着した店舗展開及び入居者サービスによって入居率を高め、物件の資産価値を高めて効率的な資産運用を行えるように取り組んでおります。

不動産賃貸事業においては、当事業年度に賃貸物件を6棟取得しました。当事業年度においては、ホテル事業及びマンスリーマンション事業が減収となる一方で、前事業年度に取得した自社物件が通年稼働したことによる家賃収入の増加がそれを上回ったことから全体として増収となりました。その結果、売上高は5,034,438千円（前年同期比3.3%増）、営業利益は1,658,479千円（同9.7%増）となりました。

なお、2022年初頭に新型コロナウイルス感染症拡大の第6波に直面し将来の見通しが不透明となったことを受けて、経営資源を他の分野に集中させるため、当社は、2022年3月末に自社運営ホテル「悠旅（ゆたか）」を閉鎖いたしました。これに伴い、減損損失366,687千円及びホテル閉鎖損失9,139千円を特別損失に計上しております。

事業別売上高

事業区分	第 33 期 (2021年3月期) (前事業年度)		第 34 期 (2022年3月期) (当事業年度)		前事業年度比	
	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	増減額 (千円)	増減率 (%)
不動産管理事業	3,155,658	39.3	3,441,052	40.6	285,393	9.0
不動産賃貸事業	4,875,599	60.7	5,034,438	59.4	158,839	3.3
合 計	8,031,258	100.0	8,475,491	100.0	444,233	5.5

② 設備投資の状況

当事業年度中において当社は、不動産賃貸事業における物件取得を中心とした設備投資を実施しております。設備投資の総額は、有形固定資産及び無形固定資産の合計2,878,879千円であり、不動産管理事業7,954千円、不動産賃貸事業2,787,205千円、その他の全社資産83,720千円であります。

なお、重要な設備の取得及び売却について、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当事業年度中に取得した設備

不動産賃貸事業 賃貸マンション6棟を取得しました。

※物件詳細については③資金調達の状況をご参照ください。

ロ. 当事業年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

不動産賃貸事業

売却時期	物 件
2021年5月	ホテルリブマックス大手前
2021年7月	第37長栄クレメント五条（土地）
2021年7月	第45長栄シャルト五条（土地）

③ 資金調達の状況

イ. 不動産賃貸事業において下記物件を取得し、購入資金及び改修工事・設備工事に充当するため長期借入金を調達いたしました。

取得時期	物 件	購入金額 (千円)	借入金額 (千円)
2021年 6 月	アプリコットヒル (18戸)	145,000	167,000
2021年 9 月	八田マンション (48戸)	980,000	160,000
2021年10月	サンモール第三青葉台 (31戸)	228,000	250,000
2021年12月	リッシェル生田 (39戸)	393,000	430,000
2022年 3 月	グレースメゾンムラセ (15戸)	125,000	145,000
2022年 3 月	第39オーシャンハイツ (35戸)	270,000	313,000

- (注) 1. 八田マンションについては、土地の信託受益権を購入と同日に売却しておりますので、購入金額の一部のみ資金調達を行っております。
2. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 当社は、2021年12月24日をもって東京証券取引所市場第二部に上場いたしました。これに伴う公募増資により、総額1,291,680千円の資金調達を行いました。なお、当社は、東京証券取引所の市場区分変更に伴い、2022年4月4日にスタンダード市場へ移行しております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 31 期 (2019年3月期)	第 32 期 (2020年3月期)	第 33 期 (2021年3月期)	第 34 期 (当事業年度) (2022年3月期)
売 上 高 (千円)	7,873,571	8,285,463	8,031,258	8,475,491
経 常 利 益 (千円)	1,503,442	1,603,800	1,435,167	1,621,693
当 期 純 利 益 (千円)	1,057,742	985,721	982,302	1,562,890
1株当たり当期純利益 (円)	297.20	276.37	266.47	400.96
総 資 産 (千円)	47,693,483	50,074,483	52,238,498	53,571,799
純 資 産 (千円)	5,878,237	5,618,579	6,265,428	8,784,545
1株当たり純資産額 (円)	1,651.65	1,524.18	1,699.65	1,966.85

- (注) 1. 当社は、2019年3月10日付で株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。
当該株式分割については、第31期の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会 社 名	資本金 (千円)	当社の議決権比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
長栄ビルサービス株式会社	10,000	100.0	ビル・マンション清掃業
グリーン保証株式会社	1,000	100.0	信用保証業務
アリーズ一般社団法人	—	—	信託不動産の管理

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症や物価上昇の影響を受けて、賃貸経営を取り巻く環境は先行き不透明な状況が続いております。

このような経営環境の下、当社の対処すべき主な課題は、以下の項目と認識しております。

① 管理戸数及び自社物件戸数の増加

当社は、今後の成長戦略として、管理戸数及び自社物件戸数の増加を重視しております。当社は、入居者様に長期に渡って住み続けていただくことがオーナー様の収益の最大化に繋がるとの観点から入居者満足度の向上を重視しており、この施策によりオーナー様や金融機関等から新たなオーナー様をご紹介いただくことで管理戸数を増加させております。また、不動産管理事業で得たノウハウを活かし、収益性が見込めると判断した物件を取得することで自社物件戸数を増加させております。

当社は、上記の方法による管理戸数及び自社物件戸数の増加を加速させるとともに、今後は上記以外の方法も検討してまいります。

② 他社との差別化を図る特色ある入居者向けサービスの強化

管理戸数700～1,300戸毎に管理センターを設け、入居者様からの問い合わせに迅速に対応できる体制を構築しています。また当社独自の入居者向け会員サービス「Bellevie Club」を開設し、ご入会いただいた入居者様には各種イベントへの招待やプレゼントキャンペーンを実施しております。

さらに留学生が安心して生活できる支援を行うため専門部署を設け、入退去手続きのみではなく日本での生活に関する支援やイベントを実施する等のサービスを行っております。

③ 内部管理体制の強化

当社事業の継続的な発展のためには、コーポレート・ガバナンス機能の強化は重要な課題であり財務報告の信頼性を確保するため内部統制システムの適切な運用が重要であると認識しております。コーポレート・ガバナンスに関しては、ステークホルダーに対して経営の適正化や健全性を確保しつつもさらに効率化された組織体制の構築に向けて内部管理体制の強化に取り組んでまいります。

④ コンプライアンス体制の強化

当社は、法令、定款及び社内規程等の遵守は勿論のこと日々の業務を適正かつ確実に遂行しておりクリーンで誠実な姿勢を企業行動の基本として事故やトラブルを未然に防止する取り組みを強化してまいります。

今後更なる事業拡大と企業価値の向上に向けて、引き続き日常業務における関連法令の遵守を徹底するとともに、リスク管理・コンプライアンス推進委員会の定期的開催、各種取引

の健全性の確保、情報の共有化、再発防止策の策定等を行い、また社内啓蒙活動を実施し、厳正な管理による社会の「公器」としての責任を重視した透明性のある管理体制の構築を図ってまいります。

⑤ 財務体質の健全化

当社は、自社所有物件を購入する際にその全額を借入金にて調達し購入していることから当社の負債比率は一般的に適正とされる比率よりはかなり高い水準となっております。これに関して、当社の物件の購入及び有利子負債に関する方針は次のとおりです。

イ. 自社所有物件は全て長期保有を条件とし、購入する際には十分な検討を行い、当社基準の適正な価格で購入する。

ロ. 借入について、購入金額全額を金融機関から長期で借入できることを条件としている。

また、返済は各物件の収入から支出を差し引いた収支差額の範囲内で余力をもって返済可能な金額とする。

上記の方針により、当社の貸借対照表は固定資産と固定負債の増加が対応しており借入金返済後には資産が残ることを想定しております。

以上のとおり、物件購入にあたり固定負債が増加する場合があるもののそれに見合った固定資産を積み上げていくことで一定の財務体質の健全化が図れるものと考えております。

⑥ 安定した資金調達の確保

当社が掲げる経営戦略を実現するためには、従来にも増して自社物件の積み増しを進めるにあたり購入資金の調達力が必要不可欠であります。

市況の変化に左右されることなく安定した資金調達を行うために、物件単位の資金調達に加えてフリーキャッシュである手元資金の増強が有効であると認識しております。

そのためには、金融機関からの借入のみならず、多様な資金調達手法を検討していくことが重要であると考えております。

⑦ 人材の確保と育成

上記の課題を克服するためには、優秀な人材を継続的に確保し育成することが最も重要な課題と認識しております。

そのため当社では、従業員のプロフェッショナル化として不動産管理に係る従業員に対し不動産管理に関する専門知識の習得を求めるだけでなく、全ての業務に携わる従業員に対し自己研鑽を重ね高い専門性を身に着け、自律的に行動していくことを求めています。

これにより、従業員個々の能力の向上を図り、当社の人材レベルの向上、ひいてはサービスの質向上、維持に繋げていきたいと考えております。

その実現には、人材に対する投資が必要不可欠であると考え、毎年策定する人員計画に教

育研修を盛り込み、継続して人材のレベルアップに取り組んでおります。

また併せて、経営理念やコンプライアンスに基づいた業務運営体制の徹底のため、リスク認識などに対する全社員の意識向上にも努めております。

(5) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

事業区分	事業内容
不動産管理事業	マンション、オフィスビル、駐車場、ホテル等の管理 マンション、オフィスビル等のリフォーム・増改築、不動産賃貸・売買の仲介
不動産賃貸事業	マンション、オフィスビル、駐車場、ホテル等の賃貸 マンスリーマンションの管理・運営、ホテルの運営

(注) 不動産賃貸事業において自社運営ホテル「悠旅（ゆたか）」の営業を行っていましたが、2022年3月末に終了しております。

また、マンスリーマンションの管理・運営については、2023年3月期から不動産管理事業の所管となっております。

(6) 主要な事業所（2022年3月31日現在）

本店	京都市伏見区深草西浦町三丁目70番地 第5長栄アストロビル
本社	京都市下京区万寿寺通烏丸西入御供石町369 No.60京都烏丸万寿寺ビル
主な事業所	管理センター23か所： 京都府 19か所 京都市上京区他 大阪府 1か所 大阪市西区(大阪支店) 滋賀県 1か所 滋賀県大津市 愛知県 1か所 名古屋市天白区 東京都 1か所 東京都港区 リフォーム事業本部：京都市伏見区 営業センター2か所：京都市右京区、伏見区

(7) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
241 (52) 名	8名増 (2名増)	34.9歳	8.0年

事業区分	従業員数	前事業年度末比増減
不動産管理事業	203 (51) 名	11名増 (7名増)
不動産賃貸事業	7 (0)	2名減 (5名減)
全社 (共通)	31 (1)	1名減 (－)
合計	241 (52)	8名増 (2名増)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー等）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、間接部門に所属しているものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額 (千円)
株式会社関西みらい銀行	9,438,086
株式会社三井住友銀行	7,058,050
株式会社滋賀銀行	6,572,741
株式会社京都銀行	5,530,711
株式会社三菱UFJ銀行	4,450,614
株式会社池田泉州銀行	2,144,677
株式会社りそな銀行	1,926,416
株式会社みずほ銀行	1,310,040
みずほ信託銀行株式会社	107,700

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 株式の状況（2022年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 15,000,000株

（注）2021年8月13日開催の臨時株主総会により定款の一部を変更し、同日付で発行可能株式総数は5,000,000株減少し15,000,000株に変更しております。

(2) 発行済株式の総数 4,466,300株

（注）新規上場に伴う新株発行により、発行済株式の総数は653,000株増加しております。

(3) 株主数 2,659名

(4) 大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
長田修	1,641,400	36.8
長田久美子	1,144,000	25.6
OSAフィールド株式会社	365,000	8.2
長田栄臣	80,000	1.8
長栄従業員持株会	72,400	1.6
GMOクリック証券株式会社	64,400	1.4
橋長教行	29,100	0.7
田中幸夫	18,000	0.4
宇佐美保	13,200	0.3
株式会社エリツホールディングス	13,000	0.3

（注）持株比率については、表示未満を四捨五入して表示しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 2 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日		2020年2月14日	
新 株 予 約 権 の 数		340,000個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式	340,000株
新株予約権の払込金額		無償	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり	1,400円
権 利 行 使 期 間		2022年2月15日から 2030年2月14日まで	
行 使 の 条 件		(注) 1	
役 員 の 保有状況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	52,300個 52,300株 3名

(注) 1. 新株予約権の主な行使条件

本新株予約権者は本新株予約権の行使時において、当社または当社の子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。但し、当社の取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。権利者が死亡した場合、相続人による新株予約権の相続は認めない。

2. 社外取締役及び監査役には、新株予約権を付与しておりません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	長 田 修	
専 務 取 締 役	山 本 光 伸	アリーズ一般社団法人 代表理事
常 務 取 締 役	船 井 渉	長栄ビルサービス株式会社 代表取締役社長 グリーン保証株式会社 代表取締役社長
取 締 役	寺 田 直 樹	リフォーム事業本部本部長
取 締 役	田 中 伸	弁護士、田中伸法律事務所 所長
取 締 役	石 畑 成 人	株式会社リグリットパートナーズ エグゼクティブ・アドバイザー
常 勤 監 査 役	鈴 木 百 世	
監 査 役	田 川 芳 和	
監 査 役	平 野 貢	税理士、平野貢税理士事務所 所長

- (注) 1. 取締役田中伸氏及び石畑成人氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役田川芳和氏及び平野貢氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役田川芳和氏は約30年にわたり都市銀行に勤務後、一般事業会社の取締役管理本部長として経営に携わった経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
監査役平野貢氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員及び執行役員が業務の遂行に起因して負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。

ただし、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者が違法であることを認識して行った行為等に起因する損害については填補の対象としないこととしております。なお、保険料は全額当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

当社の役員報酬等は「役員報酬規程」に基づく「基本報酬」等により構成されております。

① 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	退職慰労引当 金繰入額	
取締役 (うち社外取締役)	244,950千円 (7,200)	207,300千円 (7,200)	—	37,650千円 (—)	6名 (2)
監査役 (うち社外監査役)	10,150千円 (2,400)	9,400千円 (2,400)	—	750千円 (—)	3名 (2)
合 計 (うち社外役員)	255,100千円 (9,600)	216,700千円 (9,600)	—	38,400千円 (—)	9名 (4)

(注) 将来の取締役及び監査役の退職慰労金の支払に備えて、各役員の月額報酬に役職別の係数を掛け合わせた退職慰労引当金繰入額を計上しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役及び監査役の報酬限度額は、2019年4月26日開催の株主総会において、取締役の報酬限度額を年額350,000千円以内、監査役の報酬限度額を年額30,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名、監査役の員数は1名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において決議した「役員報酬規程」及び「役員報酬額基準」に基づき、取締役の個人別の報酬等を決定する方針としており、「役職別基準金額」「代表取締役加算」に、前期業績への貢献度、予算達成率及び役員経験年数等を総合的に考慮し決定することとしております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、当該決定方針と整合していることを確認しており、当該方針に

治うものと判断しております。当社は役員報酬の決定プロセスの透明性を確保するため、2021年9月より社外取締役が委員の過半数を占める「指名・報酬委員会」を設置いたしました。取締役の報酬については同委員会の答申を踏まえて取締役会にて決定することとしております。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・社外取締役 田中 伸氏は、田中伸法律事務所の所長であります。当社と、田中伸法律事務所との間には特別の関係はありません。
 - ・社外取締役 石畑 成人氏は、株式会社リグリットパートナーズ エグゼクティブ・アドバイザーに就任しております。当社と、株式会社リグリットパートナーズとの間には特別の関係はありません。
 - ・社外監査役 平野 貢氏は、平野貢税理士事務所の所長であります。当社と、平野貢税理士事務所との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	主 な 活 動 状 況
取締役 田 中 伸	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、取締役の報酬等の決定に独立した立場から関与しております。
取締役 石畑 成人	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、議案・審議等につき必要な発言を適宜行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員長として、取締役の報酬等の決定に、独立した立場から関与しております。
監査役 田川 芳和	当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、一般事業会社の取締役管理本部長として経営に携わった経験から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役 平野 貢	当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、主に税理士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,100千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画の内容及び報酬の算出根拠、非監査業務の委託状況等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、「監査人から引受事務幹事会社への書簡」作成業務及び「新規上場申請のための有価証券報告書」（Ⅰの部）作成の助言についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

貸 借 対 照 表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	8,910,855	流 動 負 債	4,096,942
現金及び預金	8,416,033	買掛金	241,916
売掛金	350,483	1年内返済予定の長期借入金	1,731,685
未成工事支出金	26,921	リース負債	27,657
貯蔵品	17,610	未払金	86,910
前払費用	27,220	未払費用	74,763
その他の金	72,846	未払法人税等	720,581
貸倒引当金	△260	未払消費税等	183,215
固 定 資 産	44,660,943	契約負債	32,606
有形固定資産	44,207,357	前受り	528,075
建物	22,770,531	前受り	321,729
信託建物	224,875	前受り	65,680
構築物	32,548	資産除去債	18,181
機械及び装置	4,538	賞与引当金	63,937
車両運搬具	48,773	固定負債	40,690,311
工具、器具及び備品	35,023	社長期借入金	260,000
土地	20,869,050	長期リース負債	36,807,352
信託土地	137,713	預り保証金	36,483
リース資産	60,068	役員退職慰労引当金	685,976
建設仮勘定	24,233	資産除去債	956,298
無形固定資産	55,113	長期前受り	421,458
ソフトウェア	51,075	負債合計	44,787,254
その他の金	4,037	(純 資 産 の 部)	
投資その他の資産	398,472	株 主 資 本	8,784,545
関係会社株式	38,109	資本	709,794
出資金	160	資本剰余金	801,743
破産更生債権等	486	資本準備金	792,196
繰延税金資産	151,981	その他の資本剰余金	9,546
長期前払費用	288	利益剰余金	7,273,007
その他の金	214,583	利益準備金	20,000
貸倒引当金	△7,136	その他の利益剰余金	7,253,007
資 産 合 計	53,571,799	別途積立金	510,000
		圧縮積立金	1,015,789
		圧縮特別勘定積立金	714,243
		繰越利益剰余金	5,012,974
		純 資 産 合 計	8,784,545
		負 債 純 資 産 合 計	53,571,799

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年4月 1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		8,475,491
売 上 原 価		5,345,191
売 上 総 利 益		3,130,300
販売費及び一般管理費		1,114,891
営 業 利 益		2,015,408
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	7	
受 取 配 当 金	11,164	
受 取 手 数 料	80,115	
受 取 保 険 金	24,966	
経 営 指 導 料	40,827	
そ の 他	22,166	179,247
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	526,042	
そ の 他	46,920	572,962
経 常 利 益		1,621,693
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,126,807	1,126,807
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	39	
固 定 資 産 除 却 損	0	
減 損 損 失	366,687	
ホ テ ル 閉 鎖 損 失	9,139	375,866
税 引 前 当 期 純 利 益		2,372,633
法人税、住民税及び事業税	913,384	
法 人 税 等 調 整 額	△103,640	809,743
当 期 純 利 益		1,562,890

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

株式会社長栄
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

京都事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西	田	順	一	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	羽	津	隆	弘	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社長栄の2021年4月1日から2022年3月31日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第34期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社監査役を兼務する常勤監査役において子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、その業務及び財産の状況を調査した結果を当監査役会に報告いたしました。
 - ② 事業報告に「会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項」として記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年5月23日

株 式 会 社 長 栄	監 査 役 会
常 勤 監 査 役 鈴 木 百 世	
社 外 監 査 役 田 川 芳 和	
社 外 監 査 役 平 野 貢	

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、株主の皆様への安定的な配当を継続して行うこと並びに内部留保の充実による経営体質の強化を図ることを基本としており、以下の通り期末配当及び剰余金の処分をさせていただきますと存じます。

当期の期末配当につきましては、当期の業績から普通配当を1株につき80円とさせていただきますとともに、2021年12月24日東京証券取引所第二部への上場を記念し1株につき25円の記念配当をさせていただきますと存じます。この結果当年度の配当金は1株につき105円となります。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金105円（うち記念配当25円）
配当総額468,961,500円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものです。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役2名を含む取締役6名の選任をお願いするものであります。取締役候補者の選定に当たっては、指名・報酬委員会での答申を経て、取締役会において決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名	現在の当社における 地位	第34期取締役会 出席率・出席回数
1	再任	長田 修	代表取締役社長 社長執行役員	100% ・ 19回
2	再任	山本 光伸	取締役 専務執行役員	100% ・ 19回
3	再任	船井 渉	取締役 常務執行役員	100% ・ 19回
4	再任	寺田 直樹	取締役 上席執行役員	95% ・ 18回
5	再任・独立役員	田中 伸	社外取締役	100% ・ 19回
6	再任・独立役員	石畑 成人	社外取締役	100% ・ 19回

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
1	おさだおさむ 長 田 修 (1949年1月31日)	1969年 4 月 松下電器産業株式会社(現パナソニックホールディングス株式会社)入社 1977年 8 月 株式会社東陽ハウジング入社 1980年 8 月 長栄創業 1988年 4 月 当社設立 代表取締役社長就任 2022年 5 月 当社代表取締役社長 社長執行役員就任 (現任)	1,641,400株
		【選任理由】 長田修氏は、1988年4月の当社設立時から代表取締役社長として当社の経営に携わり、会社経営及び不動産業全般に関する豊富な経験、知識を有し、企業価値の増大に多大な成果を上げております。その豊富な経験と知見、経営に関する高い見識を活かすことにより、今後も当社の成長と企業価値の向上に適任と判断し、取締役候補者となりました。	
2	やまもとみつのが 山 本 光 伸 (1954年4月21日)	1977年 7 月 草場税務会計事務所入所 1988年11月 株式会社山一ステンレス工業入社 1994年 8 月 当社入社 2003年 5 月 当社取締役総務部長就任 2013年 5 月 当社常務取締役就任 2017年 5 月 当社専務取締役就任 2022年 5 月 当社取締役専務執行役員就任 (現任) ＜重要な兼職の状況＞ アリーズ一般社団法人 代表理事	9,700株
		【選任理由】 山本光伸氏は、当社の財務部門、総務部門を中心に当社全般の経営に携わり、不動産業全般のみならず財務分野など経営全般に関する豊富な経験、知識を有しております。その専門性、豊富な経験、知識を活かすことにより、今後も当社の経営の推進と経営の監督に適任と判断し、取締役候補者となりました。	

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
3	ふな い わたる 船 井 渉 (1975年 1 月 6 日)	1997年 4 月 当社入社 2006年 5 月 当社執行役員管理部長就任 2007年 5 月 当社取締役管理部長就任 2017年 5 月 当社常務取締役就任 2022年 5 月 当社取締役常務執行役員就任（現任） ＜重要な兼職の状況＞ 長栄ビルサービス株式会社 代表取締役社長 グリーン保証株式会社 代表取締役社長	9,000株
	【選任理由】 船井渉氏は、当社の主要部門である不動産管理業務を中心に、長年、営業部門の責任者として当社をけん引し、会社経営及び不動産業全般に関する豊富な経験、知識を有しております。この豊富な経験及び実績を活かして、今後も当社の成長と企業価値の向上に適切な人材と判断し、取締役候補者といました。		
4	てら だ なお き 寺 田 直 樹 (1968年 1 月 12 日)	1991年 4 月 株式会社朝日住建入社 1993年 9 月 株式会社アイアイ入社 1994年 1 月 当社入社 2012年 5 月 当社執行役員リフォーム事業部部長就任 2016年 5 月 当社取締役リフォーム事業本部部長就任 2022年 5 月 当社取締役上席執行役員リフォーム事業本部部長就任（現任）	3,600株
	【選任理由】 寺田直樹氏は、賃貸仲介及びリフォーム事業部門の責任者として業務に携わり、不動産業全般及びリフォーム事業全般に関する豊富な経験、知識を有しております。この豊富な経験及び実績を活かして、今後も当社経営への貢献が期待でき、企業価値の向上に適切な人材と判断し、取締役候補者といました。		

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
5	た な か しん 田 中 伸 (1953年1月10日)	1979年 4 月 弁護士登録(京都弁護士会) 1985年 5 月 田中伸法律事務所所長(現任) 2019年 6 月 当社社外取締役就任 (現任) ＜重要な兼職の状況＞ 田中伸法律事務所 所長	500株
		【選任理由及び期待される役割の概要】 田中伸氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、長年にわたる弁護士としての豊富な経験、知識を有しております。2019年6月に当社社外取締役に就任し、独立かつ中立の立場から、その職責を適切に果たしております。専門分野に関する豊富な経験及び実績を活かして、今後も当社のコーポレートガバナンスの強化への貢献が期待できると判断し、社外取締役候補者いたしました。	
6	い し は た な る ひ と 石 畑 成 人 (1962年6月3日)	1987年 4 月 日興証券株式会社(現SMBC日興証券株式会社)入社 2008年 3 月 GEインターナショナル 上席執行役員事業開発本部長就任 2009年 6 月 株式会社ニッセンホールディングス執行役員財務本部長就任 2012年 3 月 同社執行役員CFO就任 2013年10月 ニッセンGEクレジット株式会社代表取締役会長就任 2016年 1 月 東洋炭素株式会社執行役員就任(企画・財務・管理統括) 2016年 9 月 同社取締役執行役員就任(財務担当兼経営企画担当兼北米担当) 2020年 6 月 当社社外取締役就任 (現任) ＜重要な兼職の状況＞ 株式会社リグリティパートナーズ エグゼクティブ・アドバイザー	0株
		【選任理由及び期待される役割の概要】 石畑成人氏は、長年にわたる上場企業経営の豊富な経験、知識を有しております。2020年6月に当社社外取締役に就任し、独立かつ中立の立場から、その職責を適切に果たしております。様々な企業経営に携わってきた幅広い経験及び実績を活かして、客観的かつ専門的な視点から社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 田中伸氏及び石畑成人氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者の田中伸氏及び石畑成人氏は、現在も当社の社外取締役であり、両氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって田中伸氏が3年、石畑成人氏が2年となります。
4. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、田中伸氏及び石畑成人氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び監査役とも会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。両氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が業務の遂行に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く）を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、田中伸氏及び石畑成人氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

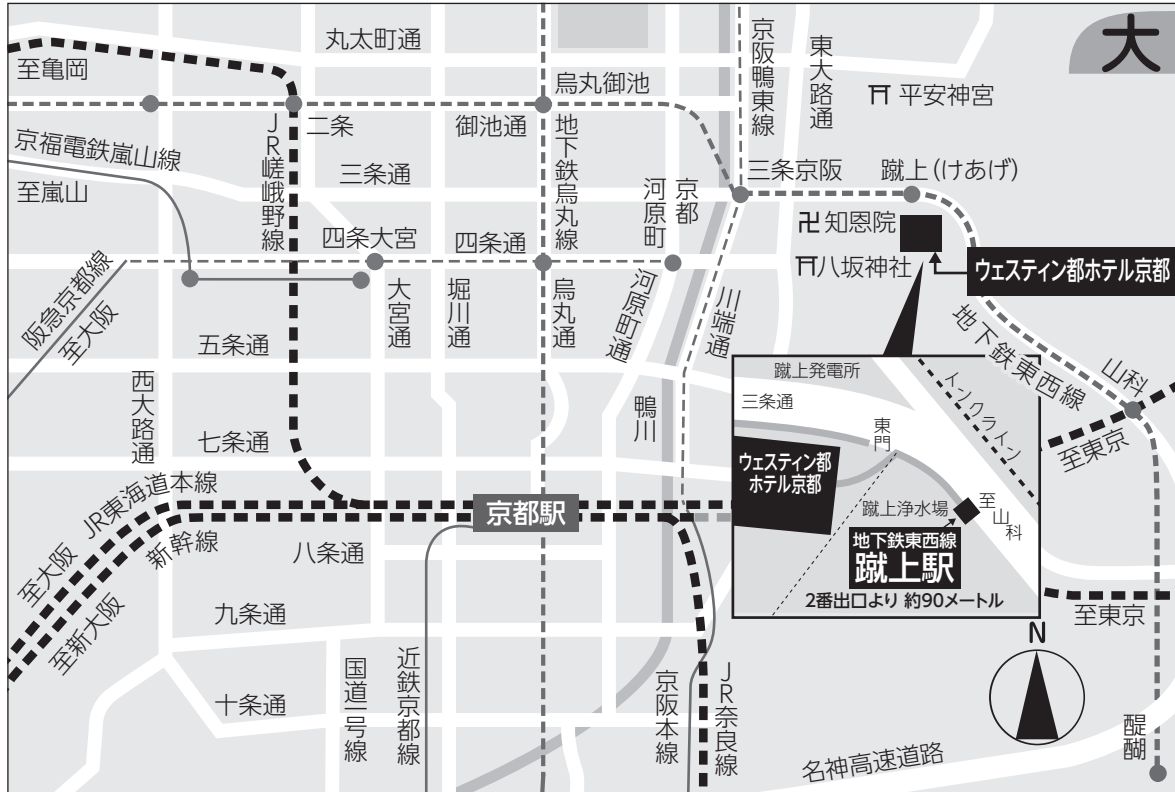
株主総会会場ご案内図

会場：京都市東山区栗田口華頂町1(三条けあげ)

ウェスティン都ホテル京都

東館4階 葵殿

TEL (075)771-7111



交通 地下鉄東西線「蹴上駅」2番出口より徒歩約2分

○「蹴上駅」へのアクセス

- ・ JR線・近鉄線「京都駅」から地下鉄烏丸線(国際会館方面)に乗車
「烏丸御池駅」にて地下鉄東西線(六地藏方面)に乗りかえ
- ・ JR線「山科駅」から地下鉄東西線(太秦天神川方面)に乗車
- ・ 京阪線「三条駅」から地下鉄東西線(六地藏方面)に乗車
- ・ 阪急線「烏丸駅」から地下鉄烏丸線(国際会館方面)に乗車
「烏丸御池駅」にて地下鉄東西線(六地藏方面)に乗りかえ